

## 後期 第8問

Xは、かつて医師免許を得て、5年間、大学病院で外科医として勤務していたが、患者に対する準強制わいせつ行為によって、医師免許を剥奪されてしまった。Xは自らの技能を活かして何とか暮らしてゆくため、病気のため休業していた義理の兄である医師Yの承諾を得て、不法入国、不法残留の外国人が多く居住する地域で、無資格のままYの名で診療所を開業し、治療行為を行い、比較的安い値段で診察や薬の処方等をしていた。なお、Yは、XがY名義で医療関係の文書を作成することも許諾していた。

ある時、重傷を負った外国人Aが、友人B・Cらによって、Xが医療行為を行っている「Y診療所」に担ぎ込まれてきた。Aは、やくざに因縁をつけられ、酒を飲んで気が大きくなっていたため、これに殴りかかったが、あえなく返り討ちにあって、ナイフで大腿部を刺され、腕を骨折する等の重傷を負っていた。Xは、とりあえず応急手当をしたが、傷口を縫う必要があったため、Aに承諾を求めたところ、Aが「先生お願いします。助けてください。」と言ったので、縫合手術等を行った。さらに、Aが保険証を見せたので、Yの名で手に入っていた抗生物質等の薬を、通常の病院、薬局で提供されている値段で販売した。Aは在留資格を有し、日本で定職についており、通常の病院で保険診療を受けることもできたが、B・Cの話からXを資格ある医師だと信じ切っていた。

Aは、Xの治療にとりあえず安心したが、後遺症が残るかもしれないから、警察等に被害も届けたいし、さらに進んで裁判になれば証拠が必要ろうと考え、Xに「診断書を書いてください」と頼んだ。Xは迷ったが、ここで書かないとかえって怪しまれると思い、診断書を作成し、「医師Y」と署名・押印し、Aに手渡した。

後日、Xが偽医師であることが発覚した。Aは「治療してくれたことには感謝するが、偽医師だと知っていたら、多少時間がかかっても、救急車で近くの病院に行ったはずだ」と言っている（その供述は信用できるものとする）。

X及びYの罪責を論ぜよ。なお、XがAに対して縫合手術等を行った点については検討しなくてよい。

参考：『事例から刑法を考える 第2版』事例⑩